

平成23年(ワ)第34419号 慰謝料請求事件

原 告

被 告 東京電力株式会社

## 準備書面7

平成25年12月10日

東京地方裁判所民事第25部甲1B係 御中

被告訴訟代理人 弁護士 岩 渕 正 紀



同 竹野下 喜 彦



同 松 永 暁 太



本準備書面においては、必要な範囲で原告準備書面（9）に対する認否、反論を行う。

- 1 原告は、被告の本件事故直後の対応について、「ことさら自己のために虚偽の公表をし（略）、また自己に不利な情報（本件事故の深刻さなど）をあえて隠して隠ぺいした（被告が、単に「公表の遅れ」や「未公表」と評価しているもの）というほかないものである。そのため、原告は、本件事故直後から、被告が発表した情報を信用することができず、疑心暗鬼となり、放射性物質自体の危険性が明らかでないことも手伝い、多大な恐怖を感じざるをえず、自身および子らの被ばく対策や子らの避難について具体的に考えざるをえなくなった」（原告準備書面（9）9頁）、「被告の情報公開の内容は抽象的で具体性にも欠けており、少なくともこれを見た原告を含む一般

市民にとっては、被告が自己保身のために、あえて本当に市民が欲した情報を隠し、また自己に不都合な事実を隠している（しかも上述のとおり、真実は『虚偽の公表』と『情報隠ぺい』の連続であった）と疑わざるを得ない心境に置かれ、「生命、身体及び財産」についての具体的な不安感を醸成させられた」（原告準備書面（9）16頁）として朝日新聞、日本経済新聞の報道内容を指摘する。

2 本件事故当初の被告の発表に関しては、原告が指摘するようなプレスリリースをしたこと自体は概ね認めるが、被告が、意図的に誤った内容を発表し、また徒に公表を遅らせたなどという事実はない。そして、被告の発表に原告が指摘する誤報や公表の遅れ、未公表の内容があったとしても、本件事故当初は事実関係を詳細に把握することは困難な状況であったのであるし、後述するとおり、政府の対応、各種メディアの報道内容に鑑みると、被告の発表により「多大な恐怖を感じざるをえず、自己および子らの被ばく対策や子らの避難について具体的に考えざるをえなくなった」ということが一般的、合理的であるとはいえない。

3 また、原告が指摘するような新聞報道がなされたこと自体は概ね認めるが、原告が指摘する報道内容についてみても、これまで被告準備書面5や被告準備書面6で反論したとおり、「健康に係る被害」が認められない場面において「生活環境に係る被害」があったと認められるためには本件事故に基づく放射能汚染により生命・身体・財産に関して重大な不安を抱くことが合理的かつ相当と認められる必要があると解されるところ（乙13の32頁）、原告が指摘する内容の発表や報道がなされていたとしても、それらによって「多大な恐怖を感じざるをえず、自己および子らの被ばく対策や子らの避難について具体的に考えざるをえなくなる」のが合理的かつ相当であるとはいえない。

この点に関しては、東京都練馬区在住の成人男性が、被告に対して、本件事故により放射性物質が排出されたことに関して人格権侵害や精神的損害を受けたと主張して慰謝料の支払い等を求めた裁判の第一審判決（東京地裁民事第15部平成25年10月25日判決。乙13の公害等調整委員会の裁定申請事件の申請人が本件裁定後に

提起した訴訟の第一審判決。)も、同訴訟の原告について、「原告が受忍限度を超える程度に、平穩に生活する利益の侵害を受けたとは認められない」と判示している。すなわち、上記第一審判決は、生活環境に係る利益が侵害されたという主張に関して、本件事故の経緯について認定した上で、以下のとおり判断している。

「前記前提となる事実及び認定事実によれば、平成23年3月11日に1号機において、同月14日に3号機において、それぞれ水素爆発が発生して原子炉建屋が崩壊し、こうした状況を受けて、内閣総理大臣が同月12日に、前日までは本件原発から半径3kmであった避難区域を半径20km圏内まで拡大し、同月15日には、半径20kmから30km圏内を屋内退避区域とするなど、順次これらの区域を拡大させたこと、(略)本件事故直後には、本件事故発生当初は、テレビ等を通じて、水素爆発により原子炉建屋が崩壊した状況などの衝撃的な映像が全国に流れていたこと、政府や被告自身においても、本件事故の原因等の詳細を把握しきれておらず、先行きについても予測がつかない部分が多々あり、そのために十分な情報提供がされず、ニュース番組や新聞等の各種報道においても、本件事故の詳しい状況や先行きの見通しについての情報が錯綜していたこと、また、全国放送や全国紙で被ばく回避の措置(略)を呼びかけていたことが認められる(なお、これらの呼び掛けは、主には当時の警戒区域や、屋内退避区域等の本件原発周辺の防護区域の住民に向けたものではあるが、前記のとおり、当時は本件事故の見通しについては予測がつかず、放射線や放射性物質の飛散状況などについても情報が錯綜している状況であったことからすれば、東京都特別区内に居住する住民が呼び掛けの対象からおよそ除外されていたとまではいえないが、それは主として予防的観点からであったと認められる。)。」(乙15の29～30頁)

「他方で、同年3月15日以降、本件原発で新たな爆発事故は生じておらず、予断を許さない状況が続いていたものの、原子炉及び核使用済み燃料プールへの海水

の注入等により、核燃料の冷却措置が進められたこと、東京都特別区内の空間放射線量は、前記認定のとおり、その後の本件原発からの継続的な放射性物質の放出にもかかわらず、同年3月15日の数値を上回ることはなく、水道水についても、時間の経過とともに放射性物質が検出されなくなったこと、同年4月22日に、本件原発から半径20 kmから30 km圏内の地域のうち、計画的避難区域（事故発生からの年間放射線積算量が20ミリシーベルトを上回るおそれがある地域）に該当する区域外の区域が、緊急時避難準備区域に指定されたが、いずれの区域も福島県内であって、これらの情報は、いずれも各メディアを通して報道されていたことが認められる（前記前提となる事実（3）、公知の事実）。」

（乙15の30～31頁）

「以上の認定事実及び甲165から171によれば、本件事故直後は、国民の間で本件事故の影響やさらなる事故の発生の可能性について、著しい不安と緊張が高まっていたこと、また、東京都特別区内の環境中にも、本件事故によって放出された放射性物質が到達したことが次第に明らかとなり、都民の間でも放射線被ばくに対する不安が広がっていたことも認められ、被ばくを回避、低減するため、マスクを着用したり、ミネラルウォーターや浄水器を購入したり、関西方面に避難した者も一定数存在したことが窺われる。

しかし、本件原発が危機的状況にあったとはいえ、本件原発から東京都練馬区までは約220 kmの距離があり、政府の避難指示はもちろん、各メディアの報道も、東京都民に対してまで、当時の状況で、直ちに自主避難やマスク着用などの被ばく回避行動が必要であると呼びかけていたとまではいえない。」（乙15の31頁）。

「上記文書（引用者注：「福島第一原子力発電所の不測事態シナリオの素描」）は、政府としての危機管理上、本件事故に関する最悪の事態を想定する必要があったために作成されたと推察されるが、同文書自体は、その作成日付で公表されたものではなく、当時想定され得た様々な可能性の1つにすぎないというべきであり、

これのみをもって、当時現実に東京からの自主避難の必要性があったとはいえない。」（乙15の32頁）

「このように、本件事故発生当初の時期における本件事故及び放射性物質の拡散状況に関する情報内容からすると、事故直後の情報の混乱や錯綜を考慮しても、東京都練馬区に在住する成人男性が、放射性被ばくにより健康被害が生じたり、所有する財産の価値が低下する危険性や不安が、受忍限度を超える程度に大きかったとはいえない。

そうすると、原告が受忍限度を超える程度に、平穩に生活する利益の侵害を受けたとは認められない。」（乙15の33頁）

上記裁判例が述べているとおり、東京都23区内在住の者についてみた場合、仮に本件事故がより深刻な事態となる可能性があり、そのような事態となる可能性についての報道等があったとしても、そのことから直ちに自己の生命・身体・財産に関して重大な不安を抱くことが合理的かつ相当と認められるとはいえない。

以上